

「開運商法のトラブル」

「災いが起こる」と言われて不安になって…

雑誌の広告を見て1万円の開運ブレスレットを購入した。後日、その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢を無料でみる」と言われた。試しに送ったところ、「先祖の供養をした方がよい。しないと親や子に災いが降りかかる」などと言われ、洗脳されたようになって祈とう料50万円を振り込んでしまった。

〈ひとこと助言〉

お金を多く払うことで、運が開けたり、幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。

困ったときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

都城市以外の窓口は
12:00~13:00を除きます。

● 宮崎市消費生活センター	☎ 0985-21-1755	月~金 9:00~16:00
● 都城市消費生活センター	☎ 0986-23-7154	月~金 9:00~16:00
● 延岡市消費生活センター	☎ 0982-26-0111	月~金 8:30~17:15
● 日南串間消費生活センター	☎ 0987-23-4390	月~金 9:00~16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎ 0984-23-1179	月~金 9:00~16:00
● 日向地区広域消費生活センター	☎ 0982-55-9111	月~金 8:30~17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎ 0983-23-2110	月~金 9:00~17:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎ 0986-52-0999	月~金 9:00~16:00

宮崎県消費生活センター相談専用電話のご案内

来所される場合は必ず
事前にご相談ください。

● 宮崎県消費生活センター	☎ 0985-25-0999	月~金 9:00~17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎ 0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎ 0982-31-0999	
※ 終了時刻の30分前までにお電話ください。	☎ 0985-25-0999	土曜日 9:00~17:00

宮崎県消費生活センターホームページは

宮崎県消費生活センター

検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)



宮崎県消費生活センター
令和4年

アヒッコ通信

No.13

アリンコちゃん

[啓発コーナー]

「18歳から“大人”」

—18歳、19歳が狙われている!—



本年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると保護者の同意が無くてもクレジットカードやローンなどの契約ができるようになることで、いろいろな「勧誘」や「誘惑」に接する機会が増えてきます。悪質業者は、社会経験の少ない高校生や大学生などの新成人を狙っています!

特に18歳、19歳に気をつけてほしい消費者トラブル 最新10選

(出典:国民生活センター)

- 副業、情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル**
→確実にもうかる話はありません! 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- エステや美容医療などの“美容関連”トラブル**
→その場ですぐ契約、施術をしない。施術前にリスク等の説明を十分受けてから検討する。
- 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル**
→注文前に返品・解約の条件をしっかりと確認する。低価格を強調する広告は詳細を確認する。
- 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などの“SNSきっかけ”トラブル**
→相手が本当に信用できるか慎重に判断する。SNS上の広告から偽通販サイトへの誘導に注意!
- 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル**
→規約をよく確認してから利用する。知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- デート商法などの“異性・恋愛関連”トラブル**
→相手の好意は、商品やサービスを売るための手口かも! 怪しいと思ったらすぐに契約しない。
- 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル**
→「オーディションに合格した」などの期待を持たせるトークには注意する。
- 賃貸住宅や電力の契約などの“新生活関連”トラブル**
→契約先の事業者名や連絡先、契約条件(退去時を含む)をしっかりと確認する。
- 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル**
→借金してまでも契約すべきものかよく考える。クレジットカードの利用明細は必ず確認する。
- スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル**
→事業者名やサービス名、連絡先、契約内容をよく確認する。解約時の条件確認も忘れずに!

勧誘や誘惑に
負けるな!
断る勇気も大切じゃ!



令和3年度 消費生活相談の概要

[生活情報コーナー]

「災害に備えた食品の備蓄」

—いざというときに、困らないために—



なぜ、食品の家庭備蓄が必要なの？

大規模災害発生初期は、電気、ガス、水道などのライフラインが寸断され、加えて物流機能が一時停止し、被災地内での物資調達が困難になるとともに公共団体等からの支援もすぐに届かないことが想定されます。

このため、各家庭において「最低3日分(可能な限り1週間分)×人数分の食品の備蓄」に努めるよう求められています。

自分好みにあった食品の備蓄を！

備蓄食品を「災害時に食べる一時しのぎのものであまりおいしくない食べもの」と考えていませんか。今は、味にこだわった缶詰やレトルト食品がたくさんあります。普段から食べて自分好みの味を見つけて、備蓄をしてみませんか？

試してみませんか「ローリング・ストック法」！

災害用の備蓄食品は、「賞味期限の長いものを買って、何かあるまで触らず置いておく」という備蓄方法でしたが、気がついたら賞味期限が切れていたことがありませんでしたか？

「ローリング・ストック法」とは、普段の生活で使う食品をもしもの場合に備えて多めに買って置き「備える」、ストックされたもののうち、賞味期限の古い食品から順に普段の生活の中で使い「食べる」、その使った分を「買い足す」ことで、常に新しいものが保存(備蓄)されていくという考え方です。

備蓄している人の6割以上の方が賞味期限切れをしたことがあるそうじゃ



この方法だと賞味期限が短くても我が家の非常食になるね

お気に入りの冷凍食品なら毎週でも食べたいね



(出典：消費者庁)

普段使う食品(例)

保管方法	食品例
冷凍室で保管	冷凍室に入っているごはん(おにぎり)や食パン、野菜、冷凍食品など
常温で保管	水(飲料水+調理用水)、*アルファ米、レトルトごはん、カップ麺、乾麺、缶詰(魚・肉、野菜、フルーツ)、ソーセージ、フリーズドライ食品(スープ、味噌汁等)、乾物、タマネギ、ジャガイモ、サツマイモなど日持ちする野菜、チョコレートやビスケットなどの菓子類など自分好みの食品

*アルファ米：炊飯後に乾燥させて作った加工米



あったら助かる 生活用品！

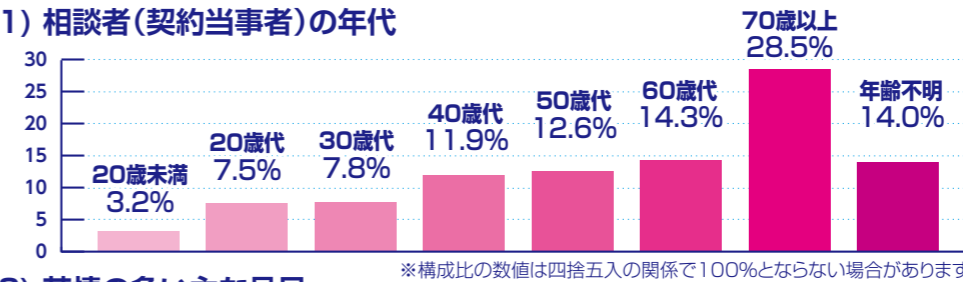
カセットコンロやカセットボンベの備えがあれば電気やガスが復旧していない状況でも、調理をすることができます。そのほか、ウェットタオル、乾電池、使い捨てカイロなどは、ローリングストックで備蓄する食品と同様に、常に一定量確保しておきましょう。

1 相談件数

令和3年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ276件(5.6%)減少し、**4,666件**でした。このほか、市町村の消費生活相談窓口にも、**5,191件**の相談が寄せられました。

2 苦情相談の状況

(1) 相談者(契約当事者)の年代



※60歳代と70歳以上で、全体の42.9%を占めています。

※構成比の数値は四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

(2) 苦情の多い主な品目

順位	品目	件数	主な相談内容
1(1)	商品一般	451(447)	大手事業者を名乗る不審メール
2(3)	化粧品	238(205)	定期購入の解約時のトラブル
3(2)	健康食品	181(340)	定期購入の解約時のトラブル
4(5)	移動通信サービス	168(184)	携帯・スマートフォンの料金・解約トラブル
5(4)	レンタル・リース・貸借	147(196)	アパート退去時の敷金・修繕費トラブル
6(6)	工事・建築・加工	139(152)	訪問販売によるリフォーム工事

※1()内は、前年度の順位及び件数 ※2 令和3年度から商品別分類を一部変更しています。

(3) 購入形態別の苦情件数

店舗以外での購入は、次のとおりです。全体の約半数を占めています。

順位	形態別	件数	主な品目
1	通信販売	1,478	化粧品、健康食品
2	訪問販売	377	住宅工事、書籍・印刷物
3	電話勧誘販売	197	魚介類、インターネット通信サービス
4	マルチ・マルチまがい取引	83	化粧品、ファンド型投資商品
5	訪問購入	48	アクセサリ、和服
6	*その他無店舗販売	12	家具・寝具
7	ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	11	書籍・印刷物

*その他無店舗販売：移動販売車、展示会等通常の店舗以外での販売

3 若者(15歳~29歳)の相談状況

令和3年度に寄せられた相談件数は、418件(前年度相談件数505件 前年度比△87件)でした。若者の特徴として、15歳以上19歳未満では、「化粧品や健康食品の定期購入」や「オンラインゲームでの課金」、20歳代では、「内職・副業」に関する相談が多く寄せられました。

【よくある相談事例】

- 定期購入
SNSの広告を見て、初回500円のダイエットサプリを1回限りと思って申し込んだところ、定期購入だった。
- オンラインゲームでの課金
高校生がスマホのオンラインゲームで、親のクレジットカードを無断で使い多数の有料アイテムを購入していた。
- 内職・副業
スマホで副業サイトを検索し、「1日15分の単純な作業で毎日1万円以上稼げる」とうたっている広告サイトにアクセスし連絡を取ったところ、1万円のマニュアル購入が必要と言われ購入したが、単純な作業ではなく、その上高額なサポート契約を勧誘された。